

【参考資料 2】

構造改革特別区域推進本部の副本部長の特定について

（平成 14 年 12 月 27 日）  
閣 議 決 定

構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）の施行（平成 14 年 12 月 18 日）により内閣に構造改革特別区域推進本部が設置されたことに伴い、構造改革特別区域推進副本部長に充てられる国務大臣は、内閣官房長官、構造改革特区担当大臣、経済財政政策担当大臣及び規制改革担当大臣とする。